

〈海外動向紹介〉

金融・保険市場における動向（欧州）

【EU・規制動向】

○欧州保険委員会（CEA）がEUの包括的消費者被害回復制度のベンチマークについて意見表明

EUでは、消費者の権利保護を促進するために、消費者が被害を被った場合の包括的被害回復制度（裁判制度、裁判外紛争理制度等）を整備することが、2007年-2013年の消費者政策の戦略の重要課題の1つとされている。この中で、欧州委員会は、包括的消費者被害回復制度に関する10項目のベンチマーク（consumer collective redress benchmarks）を公表し、関係者から意見聴取している。

欧州諸国の保険協会の連合組織である欧州保険委員会（CEA）は、2008年3月18日、当該ベンチマークに対する意見を提出した。これによると、CEAでは、「①消費者の権利が侵害された場合の満足のいく回復が得られるべきであり、保険会社と顧客との紛争における裁判外紛争解決制度の活用を支持する。ただし、②EUの取組みが消費者被害について確実な証拠をベースに進められ、問題に対して公平な対応となるべきである。また、③欧州委員会のベンチマークが消費者利益の保護の仕組としての保険の利用を阻害することにならないことが極めて重要である。」と主張している。

（CEA プレスリリース 2008.3.18 ほか）

【イギリス・原子力保険】

○イギリス政府が新規の原子力発電所の建設・操業計画を推進

イギリス政府は、1月10日、エネルギー企業に対して、新規の原子力発電所の建設・操業計画を提出するよう求めた。これは、2006年7月に公表されたエネルギー白書で、イギリスの二酸化炭素排出削減目標の達成に、新規原子力発電所建設が貢献するとされたことから、燃料再処理など、新規の原子力発電所建設に関する障壁を取り除く検討が行われ、今回その結果がでたことによるもの。

イギリスでは、フランス、フィンランドに次いで、ヨーロッパで3番目に多い、23基の原子力発電所が稼働しており、原子力発電は全発電電力量の約2割を占めている。しかし、燃料再処理や発電所施設の劣化などの問題から、2000年以降、22基の原子力発電所が閉鎖されるなど、原子力発電所の稼働には慎重な意見が多くなっていた。

今回の政府の発表を受け、原子力発電所の建設会社だけではなく、ヨーロッパの主要再保険会社も、原子力保険市場の拡大を期待している。ある再保険会社の関係者は、今後新規の原子力発電所が継続的に建設されることで、原子力保険市場の価格競争を促し、市場全体に良い影響をもたらすとコメントしている。

（Financial Times 2008.1.11、Post Magazine 2008.1.17 ほか）

【イギリス・市場動向】

○イギリスの保険会社の最大リスクは洪水

イギリスの保険業界が直面している最大の自然災害は洪水である。イギリスの損害保険数理コンサルタントの EMB によると、2007 年のイギリスの洪水による損害額は約 25 億ポンド（約 5,000 億円）である。従来、洪水は海岸や川岸付近に限定した問題であり、多くの保険会社は川の洪水モデルをもとに保険料等を算出していた。ところが、2007 年の洪水は、従来は影響を受けなかった地域にも災害をもたらした。

同社は、保険会社が郵便番号別の最新の洪水データにもとづく最新のカタストロフィー・モデルを用いて収益性の高い価格戦略を実行することを、推奨している。さらに、気候変動や長期的な天候のトレンドの要因を把握することも必要である。自然災害のトレンドは地域によって異なるので、それぞれの特性に適合したモデルを開発する必要がある。ドイツでは風害、フランスでは冬のストーム、米国ではハリケーンが最も損害額が大きいとコメントしている。

（ビジネス・インシュアランス・ヨーロッパ 2008.3.18 ほか）

【ドイツ・市場動向】

○アリアンツ、2004 年津波被害地のインドにおいてマイクロ医療保険を提供

アリアンツは、3 月 11 日、インドにおける合弁保険企業のバジャージ・アリアンツ（Bajaj Allianz）を通じて、国際的な援助機関であるケア・インターナショナル（CARE International）と共同で、2004 年の津波被害にあったインドの地域住民向けに新しい地域医療保険を提供すると発表した。

この地域医療保険は、1 日当たりの所得が 2 ユーロ（1 ユーロ＝約 154 円）足らずの貧困層でも購入可能なインドで初めての医療保険であり、月額 10 セントを下回る保険料で自然災害または事故等による死亡および医療費を補償し、葬儀費用や入院費用のほか、病気にかかった間の賃金の支えとなるものである。

本医療制度は、共同組合方式で運営され、村全体が 1 つのグループとして、住民の傷害や疾病等を補償し、保険料の徴収も住民たちで行う、インドで初めての民間の取組みである。平均的な 4 人家族で年間保険料は約 7 ユーロとなり、村では、毎月の保険料の 65% を村の相互基金として積み立て、残りの 35% はバジャージ・アリアンツが超過費用の支払として利用する。疾病の場合、バジャージ・アリアンツおよびケア・インターナショナルが指定する医師が治療を行い、必要な場合、地域の提携病院に入院させる。村の基金で賄えない費用はバジャージ・アリアンツが補償する。

（アリアンツ・グループ・プレスリリース 2008.3.11）

【スイス・市場動向】

○パークシャー・ハザウェイがスイス再保険株を約3%取得

世界最大の再保険会社スイス再保険は、米国のパークシャー・ハザウェイが傘下の保険会社を通じ1月22日付で、スイス再保険の株式の3.03%にあたる1,125万株を取得したと1月23日に発表した。併せて今後5年間でスイス再保険の全損害保険事業の20%をパークシャー・ハザウェイに譲渡する業務提携も発表された。

パークシャー・ハザウェイは、著名投資家のウォーレン・バフェット氏が経営する投資持株会社で、世界第3位の再保険会社ジェネラル・リーを所有している。最近では、サブプライム・ローン問題の影響で信用力が低下した米国の金融保証会社(モノライン)大手3社に最大8,000億ドルの再保険を申し出たことが話題となっている。

スイス再保険は昨年の決算で、有価証券を中心に10億ドル近くの評価損を計上している。今回の同業者による株式取得とスイス再保険の2006年の収益の約2/3を稼ぐ損害保険部門の部分譲渡に関しては、色々な憶測が流れているが、スイス再保険の広報担当者は、今回のパークシャー・ハザウェイによる株式取得および同社との提携は、スイス再保険の資本力増強と資本の有効活用を目的としたものとコメントしている。またスイス再保険は、既に実施している24カ月間の自社株の買戻プログラムの買戻し額を17億5,000スイスフラン(約16億ドル)増額するとしている。

(Financial Times 2008.1.24、Best Review March 2008 ほか)

【トルコ・市場動向】

○チューリッヒがトルコ損害保険市場に参入

1月24日、チューリッヒ・フィナンシャル・サービス・グループは、TEBシゴルタ損害保険(TEB Sigorta)を100%買収することで、TEBマリ・ヤティリムラル(TEB Mali Yatirimlar: 以下「TEBマリ」)と合意したと発表した。

この合意では、TEBマリの関連会社がTEBシゴルタの保険商品の販売を独占することになっている。TEBシゴルタは、トルコで最も成長している収益性の高い損害保険会社である。2007年の総収入保険料は約130億ドルであり、営業所、代理店、ブローカー、金融機関を通じて保険を販売している。中欧や東欧と比較して保険が浸透していないにもかかわらず、トルコの保険市場は、2003年から2006年の間に年率24%で成長している。このことから、チューリッヒ社は、トルコは魅力的な市場であるとみている。チューリッヒ・ヨーロッパ損害保険のCEOであるアネット・コート女史は「この買収は、利益をともなう成長戦略にそったもので、魅力的なトルコ市場に参入するにあたり非常に大きなステップとなる。チューリッヒの堅固で効率的な全ヨーロッパにおける業務基盤とTEBグループの強力な販売力を結びつけられる」とコメントしている。

(チューリッヒ・プレスリリース 2008.1.24、ダウジョーンズ 2008.1.24)

金融・保険市場における動向（米国）

【規制動向】

○ オールステートのフロリダ州での自動車・ホームオーナーズ保険の引受認可を停止

フロリダ州の保険長官は、オールステートに対し、新規の自動車保険とホームオーナーズ保険の引受に対する認可を停止した。この停止は、オールステートのグループ会社 10 社に適用される。これは、保険長官が求める財物保険の料率に関する書類をオールステートが提出しないからであり、予定していた公聴会も中止した。しかし、新規契約の認可は停止したが、既存契約の更改は可能で、既存の契約者に影響はないとしている。また、オールステートはこれに対する異議を申し立てているとしている。

オールステートは、すでに 4 万ページもの書類を保険監督局に提出し、さらに書類の作成を継続しているとコメントしている。

格付会社の S&P 社は、オールステートやその子会社の業績に影響はないと見ている。

保険長官は、認可停止期間について、オールステートからの書類が提出され、我々が納得したときに解除されるだろうとしている。

(Best Week 2008.1.21 ほか)

【市場動向】

○ テロ保険法が 7 年間延長

2007 年 12 月 26 日、ブッシュ大統領がテロ保険法 (TRIA) の 7 年間の延長法案に署名した。この法案の概要は以下のようなものである。

- ① 発動金額を 1 億ドルとするテロ保険プログラムを 2014 年まで延長する。
- ② 海外と国内のテロ行為の区別を取りやめる。
- ③ 政府再保険による支払いを 2,750 万ドルまで補償する。
- ④ 補償危険の拡大分として、保険料を引きあげる。
- ⑤ 2010 年 12 月 31 日以前に発生する損害に対する支払い期限を 2012 年 9 月 30 日とし、2012 年 1 月 1 日以降に発生するに対する期限を 2017 年 9 月 30 日とする。

そのほか、財務省に 1 億ドルを超えそうな損害の報告、1 億ドルを超えるような損害をどのような比例配分とするかという規定の制定を求め、政府説明責任局 (Government Accountability Office) による、原子力、生物、化学、放射能の攻撃より生じる危険と、マンハッタンのような攻撃目標となりやすい地区でのキャパシティの制限に関する調査を求めるとなどが含まれている。

(National Underwriter Property & Casualty 2008.1.7 ほか)

【市場動向】

○ 2007年米国での大規模災害による保険金支払額は65億ドル

ISOの財物クレームサービスユニットによる分析によれば、2007年度中に米国の損害保険会社は、財物損害保険金として118万件の支払件数に対して65億ドルを支払ったと推定している。その内訳としては、23件の大規模災害（2,500万ドル以上の損害発生事案）において、個人分野の契約で721,000件、44億ドルの支払、企業分野の契約で、144,000件、13億ドルの支払、また、自動車保険の契約では、支払件数315,000件、8億ドルの支払があったとしている。23件の大規模災害の内訳は、風、あられ、竜巻、洪水などの悪天候によるものが17件、大雪によるものが5件、原野火災によるものが1件であった。

その中でも、特に被害が大きかったものとしては、テキサス州からメイン州にかけて被害をもたらした、悪天候による支払13.5億ドルやカリフォルニア州サンディエゴでの広範囲に渡る火災による支払11億ドルがあげられる。また、次に被害が大きかったものとして、9月にテキサス州南東部やルイジアナ南西部で発生した、ハリケーン・ウンベルトによる地滑りがあげられる。

2007年10月から12月の期間に保険会社が支払った額は17億ドルと推定されており、この額は過去10年間で4番目に大きな額となっている。その内訳は、4つの大規模災害によってもたらされたもので、9州で合計159,000件の支払いが行われたと推定される。
(Insurance Journal 2008.1.14 ほか)

【市場動向】

○ 損害保険の保険料率が2月平均で14%低下

ダラスに本拠地があり、ウェブサイトを通じて保険を販売している、マーケットスカウト社の調査によると、米国における損害保険の保険料率は2008年の年始との比較において2月平均で14%近く下がっていることが報告された。

マーケットスカウト社の最高経営責任者リチャード・カー氏によれば、すべての保険種目で保険料率が下がっており、中でもとりわけサービス請負業者業界団体に対する保険料率の引き下げが強くなっているということである。サービス請負業者の2月時点の合計保険料は、一般的に2万5,000ドルから10万ドルの幅で乖離があり、米国では最も保険料の競争が激しい種目となっている。ただ、2007年に劇的な保険料引下げの恩恵をすでに受けている石油やガスの請負業者については、引下げ幅は限定的で穏やかになっている。

更に、カー氏によれば、多くの州で付保が強制されている、労働者災害補償保険の保険料率の引下げが2007年に各社で実施された結果、2008年の同保険の料率引下げ幅は穏やかなものになるだろうと予測される。

(Business Insurance 2008.3.6 ほか)

金融・保険市場における動向（アジア）

【中国・大規模自然災害補償制度】

○国営大災害基金設立への保険会社のロビー活動

中国でもっとも影響力のある保険会社とされる3社は、これまで中国政府に対して国営の大災害保険基金の設立を共同で求めてきた。中国人寿保険社長 Yang Chao 氏、PICC 社長 Wu Yan 氏および中国再保険社会長 Liu Jingsheng 氏のトップ3人は、政府は、基本的な緊急事態への対処の仕組み、保険による補償および社会救済の仕組みを急いで確立すべきだと述べている。

彼ら3人は、本年2月にも中国保険監督管理委員会を訪ねて、大災害を管轄する基金の設立を改めて要請している。

国営大災害基金構想は、中国国内に今冬の甚大な被害をもたらした暴風雪の影響もあり、より緊急性を増してきている。中国の保険業界は、50年ぶりとなる同国史上最悪の降雪災害をもたらした今冬の暴風雪災害に対して、80億元以上の保険金を支払うものとされている。

(Asia Insurance Review ウェブサイト 2008.3.12)

【台湾・地震保険】

○台湾における地震保険の普及率の低さ

過去10年以上に亘り、台湾で発生する地震の回数が増加しているにもかかわらず、地震保険を付けている民家の比率は24.6%に留まっており、この数字は他の地震頻発国と比較して低い割合に見なされるものと、台湾金融監督管理委員会は述べている。

金融監督管理委員会は、居住用建築物に対する地震保険の付保率が海外では40%から50%前後であり、ニュージーランドでは80%を越えていることに言及した。

1999年9月に台湾中央部で発生したマグニチュード7.3の大地震では、2,400人以上が死亡、8,000人以上が負傷という大惨事をもたらしたが、当時の地震保険の普及率はわずか0.2%にしか過ぎなかった。しかし、今日においては2002年に政府が実施した居住用地震保険制度により、保険金額ベースで総額2兆5,300億台湾ドル、証券ベースで187万件におよぶ地震保険契約を数えるまでになっている。

台湾金融監督管理委員会は、財産に対するリスクをコントロールするための地域住民への動機付けを増やして、さらなる付保率アップの努力を強めようとしている。

(Asia Insurance Review ウェブサイト 2008.2.28)

【マレーシア・市場動向】

○タカフル業界は過去最大の成長を予想

マレーシア・タカフル協会によれば、2008年のタカフルの寄付金（保険料に相当）は、30億リンギ（約900億円）に達すると予想され、対前年比25%増と過去最高の成長が見込まれている。このことは、マレーシアの目指すイスラム金融のハブ化への原動力となるものだとしている。

「タカフル」とは相互扶助を意味し、イスラム法で禁止されている利息、賭博、投機、不確定要素といったものを排除したイスラムの保険に該当する。損害保険にあたる「一般タカフル」と生命保険にあたる「家族タカフル」がある。マレーシアでは1984年に初のタカフル会社が設立され、2007年7月現在8社のタカフル会社が免許を取得している。

(Asia Insurance Review eWeekly News 18 Mar. 2008 他)

【タイ・市場動向】

○テレビ・コマーシャルを利用したダイレクト販売の導入

米国の保険会社シグナのタイ現地法人は、タイ保険市場で初めて、テレビ・コマーシャルを利用したダイレクト保険販売を導入した。テレビ・コマーシャルにより消費者をコールセンターへ誘導する方法であり、シグナは、既に韓国および台湾において導入の実績がある。韓国では2005年に同様の手法を導入し、2007年末の保険料は、導入前の7倍となった。また台湾では2006年に導入し、2007年には2桁の増収を達成している。これらの好調なセールスの結果を受け、タイにも導入したもので、初年度の2008年には、2007年の収入保険料の5億バーツから60%の増収を見込んでいる。

(Bangkok Post 19 Feb. 2008 他)

【シンガポール・医療保険】

○医療保険会社による契約者選別に対する新たな規制を検討

シンガポールでは、約280万人が国の運営する医療保険であるMediShield（メディ・シールド）に加入しているが、約70万人は未加入となっている。また、加入者の中でも28万人から56万人は、カバーが不足していると見積もられている。

国の医療保険で不足する部分の保障は、民間の保険会社の医療保険に頼ることになるが、保険会社はリスクの良い、すなわち健康状態の良い層と契約を行い、健康状態の悪い層とは契約を控える傾向にある。

シンガポール政府は、低所得者層に対する医療費の補助を進めると共に、保険会社の契約者の選別の傾向を緩和するよう、規制をしていくことを検討している。

(The Straits Times 15 Feb. 2008 他)